

専決処分について（五之橋架設工事（上部工）請負契約の変更）

本件は、^{ごのはし}五之橋架設工事（上部工）請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和7年4月18日

【変更内容】

○契約金額 2億1,197万円
 → 2億393万4,500円
 （803万5,500円減額します。）

【変更理由】

- ①五之橋の通行止めによる迂回路の周知が行き渡り、誘導が必要な車両と歩行者が減少したことから、交通誘導員の配置人数を減らしたため
- ②安全確保のためクレーン作業中に道路を通行止めにしたことから、その影響を軽減するため、クレーンの搬入回数を2回から1回に変更したため
- ③クレーン作業終了後に道路の通行止めを解除するために、各日において通行の支障となるクレーンの一部を都度、解体し、組み立てる作業を追加したため

【契約の相手方】

千代田区神田神保町一丁目13番8号
矢田工業株式会社東京支店

- 当初契約を議決した議会
令和5年第3回定例会
- 契約変更を報告した議会
令和6年第3回定例会

【工事場所】

